

平成25年度関東倶楽部対抗第2ブロック大会 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 17倶楽部・119名)

期日：6月24日(月)

場所：諏訪湖カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	深沢 修一	甲斐駒	藤森 勇一	諏訪湖	土井 致萬	富士宮		
2	8:09	井端 和生	大熱海国際	中山 敏夫	上田丸子グランヴィリオ	野上 直彦	伊豆にらやま	小林 祺一郎	富士チサン
3	8:18	中嶋 隆一	豊科	中原 いおり	函南	森下 修至	三井の森蓼科	武田 俊二	塩嶺
4	8:27	森 登志憲	大浅間	佐藤 和男	秋山	平田 泰博	沼津	西田 豊明	富士小山
5	8:36	竹井 輝雄	昇仙峡	片野 由次	オリムピック	清水 誠次	甲斐駒	鎌田 勝己	富士宮
6	8:45	佐藤 和久	上田丸子グランヴィリオ	中井 教尋	富士チサン	奥田 晃	函南	吉江 利夫	塩嶺
7	8:54	寺田 彰	秋山	山口 賢一郎	富士小山	山口 雅行	オリムピック	呉本 生福	諏訪湖
8	9:03	丹野 富壽	伊豆にらやま	向笠 照夫	大熱海国際	奥原 伸吾	豊科	箱山 勤	三井の森蓼科
9	9:12	佐藤 誠	大浅間	太田 敏彦	沼津	仲村 清和	昇仙峡	星野 一	甲斐駒
10	9:21	渡辺 元嗣	富士チサン	山口 晃	大熱海国際	古川 衛	三井の森蓼科	原田 知明	秋山
11	9:30	佐野 憲二	昇仙峡	呉本 公太	諏訪湖	中澤 恒雄	上田丸子グランヴィリオ	小林 博司	豊科
12	9:39	渡部 千秋	塩嶺	江藤 晃好	沼津	白浜 茂靖	オリムピック	梅原 豊司	富士宮
13	9:48	北原 弘	伊豆にらやま	大野 益男	函南	小金澤 稔	大浅間	竹内 正次	富士小山
14	9:57	大原 一成	豊科	釜谷 正宏	富士小山	茅野 弘喜	諏訪湖	森 一洋	函南
15	10:06	山田 弘	大熱海国際	続木 良博	塩嶺	一之瀬 方賛	上田丸子グランヴィリオ	手塚 久仁彦	大浅間

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
16	8:00	佐野 未来	甲斐駒	翠川 雅人	上田丸子グランヴィリオ	佐々木 雄二	函南	羽鳥 賢次	秋山
17	8:09	百瀬 一男	オリムピック	小林 浩之	諏訪湖	杉山 勝昭	伊豆にらやま	長田 潤	三井の森蓼科
18	8:18	植松 真一	沼津	永田 剛士	富士宮	新海 和樹	富士チサン	今井 高行	塩嶺
19	8:27	前山 正隆	富士小山	中村 正美	大熱海国際	内山 敬司	豊科	岸田 歩	大浅間
20	8:36	丸山 真直	昇仙峡	和田 司郎	甲斐駒	大野 勝人	伊豆にらやま	野澤 文治	塩嶺
21	8:45	茅野 弘司	諏訪湖	柴田 修	昇仙峡	金森 祐介	富士チサン	朝川 正男	大浅間
22	8:54	中川 雅義	富士宮	岩浪 英五	オリムピック	高橋 理	豊科	長田 章	秋山
23	9:03	秋山 剛司	大熱海国際	喜多 誠一	函南	盛 英夫	沼津	村田 稔	上田丸子グランヴィリオ
24	9:12	松澤 勇	三井の森蓼科	福井 達理	富士小山	坂本 英起	甲斐駒	渡辺 昭男	富士チサン
25	9:21	藤本 武彦	秋山	小松 房友	諏訪湖	藤澤 幸治	豊科	芹澤 真一	沼津
26	9:30	原田 新吾	富士宮	豊福 三男	函南	井上 豪	富士小山	高山 卓士	大熱海国際
27	9:39	両角 太一	三井の森蓼科	高城 正男	昇仙峡	清水 敦夫	上田丸子グランヴィリオ	宮島 一馬	塩嶺
28	9:48	出浦 功	オリムピック	工藤 和彦	伊豆にらやま	大西 幸四郎	大浅間	塚田 憲之	甲斐駒
29	9:57	大間 正	昇仙峡	村野 文政	富士宮	堀 正隆	三井の森蓼科	吉田 勉	オリムピック
30	10:06	中井 信吾	伊豆にらやま	上條 英二	秋山	山下 繁	富士チサン	真野 勝俊	沼津

競技委員長 竹村 孝

平成 25 年度 関東倶楽部対抗第 2 ブロック大会

開催日 : 6 月 24 日(月)

開催コース : 諏訪湖カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での
掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

または本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーン芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. コースと不可分の部分
 - a. 樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
 - b. 小砂利やウッドチップを使用して舗装した区域
 - c. ハザード内にある人工の壁、パイリング(杭)
6. 防球ネット
7 番ホールグリーン奥の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイント決めなければならない。

注意事項

1. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 7 コインを限度とする。

競技委員長 竹村 孝

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
AクラスYards	536	445	432	137	366	148	335	329	512	3240
BクラスYards	547	455	443	172	379	160	335	329	512	3332
Par	5	4	4	3	4	3	4	4	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
367	327	354	216	344	483	203	511	393	3198	6438
367	343	354	216	344	499	203	523	407	3256	6588
4	4	4	3	4	5	3	5	4	36	72